

## アーティスト・クリエイター等の活動拠点支援事業選考会開催要綱

平成30年4月12日 企画調整局長決定

平成31年4月26日改正 企画調整局長決定

令和2年4月24日改正 企画調整局長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、アーティスト・クリエイター等の活動拠点支援事業補助金交付要綱第7条第2項に基づき、補助対象者の選考を適正かつ効率的に行うことを目的として開催する「アーティスト・クリエイター等の活動拠点支援事業選考会」（以下「選考会」という。）に必要な事項を定める。

### (選考会)

第2条 選考会は、学識経験者、本市職員、その他企画調整局長が必要と認める者をもって構成する。

2 企画調整局長は、委員の中から会長を指名する。

3 会長は、選考会の進行をつかさどる。

4 企画調整局長は、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

5 選考会は、委員の半数の出席をもって成立するものとする。

6 委員がやむを得ず委員会を欠席する場合は、会長の承認を得て代理の者を立てることができる。

7 選考会は、原則非公開とする。

### (選考方法)

第3条 選考会における選考は次の方法で行う。

(1) 申請者は選考会に出席し、申請内容及び活動方針等について、委員に対し説明を行う。

(2) 委員は申請書類及び選考会での説明内容により、別表の評価基準に基づき、評価を行う。

(3) 選考会は採点の集計結果を元に補助対象者の優先順位付けを行う。

(4) 各評価項目において、全選考委員の平均点が満点の25%未満の項目がある場合は、原則として不採択とする。

### (事務局)

第4条 選考会の事務は企画調整局未来都市政策課で行う。

### (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、選考会の開催に必要な事項は未来都市政策課長が定める。

### (附則)

この要綱は、平成30年4月12日より施行する。

### (附則)

この要綱は、令和元年5月10日より施行する。

### (附則)

この要綱は、令和2年5月8日より施行する。

別表

評価基準

項目	審査のポイント
事業効果 (30点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「夜間・昼間・交流人口の増加」の観点から効果が見込まれるものか</li> <li>・地域の新たなイメージの定着・ブランディングに寄与するものか</li> </ul>
波及効果 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進事例として、アーティスト・クリエイター等の更なる転入・集積への貢献が期待できるものか</li> <li>・集積したアーティスト・クリエイター等との交流などによる新たなネットワーク形成といった波及効果が見込まれるものか</li> </ul>
計画性・持続可能性 (30点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動拠点開設に向けた工程や資金計画等が適切に計画されているか</li> <li>・事業計画および資金計画等は、継続的な活動や今後の成長・発展が期待できる将来性が見込まれるものか</li> </ul>
独自性 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動拠点および活動内容は、独自性や新規性があるか</li> </ul>
公益性 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動拠点および活動内容は、地域住民が利用・参加することができるなど、地域住民の活性化に資するものとなっているか</li> </ul>